

施策名:被災者へのこころのケアの充実を図るための支援

① 施策の目的

・令和6年1月の能登半島地震に加え、9月の石川県における大雨による被災者等への心のケアについて、仮設住宅や避難所等への訪問支援等の充実を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

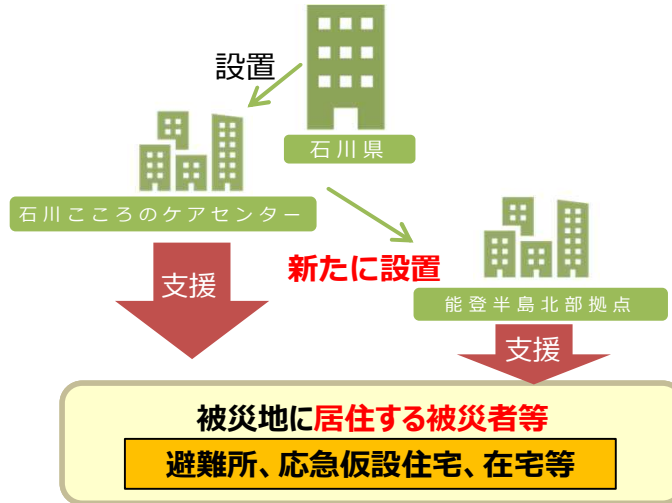
③ 施策の概要

・能登半島北部に新たに拠点を設置し、被災者等が居住する仮設住宅等への訪問支援等の充実を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

➢実施主体:石川県

➢補助率:10/10



➢事業内容

(1) 拠点の設置

被災者への訪問支援等の充実を図るため、能登半島北部地域への拠点設置

(2) 被災者等への相談支援

拠点を中心に、避難所等への訪問支援や支援者支援等の実施

(3) こころの健康に関する普及啓発

仮設住宅等でのこころのケアに係る普及啓発の実施

(4) 関係機関とのネットワーク形成

市町や関係機関との連携を図るための情報交換等の実施

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和6年1月に発生した能登半島地震に加え、9月の石川県における大雨により、被災地において、PTSD（心的外傷後ストレス障害）や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスを起因とした心身の変調が生じる被災者が増加しており、特に大雨での被害が甚大な輪島市等の能登半島北部の被災地への精神保健福祉体制の強化を図るため、新たに能登半島北部地域に拠点を設けて被災者等の心のケアを充実させる。